

総社市農業委員会告示第4号

総社市農業委員会が管理する公文書の開示等に関する規程（平成17年総社市農業委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月23日

総社市農業委員会会長 定井正雄

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p data-bbox="244 651 949 683"><u>総社市農業委員会が管理する公文書の開示に関する規程</u></p> <p data-bbox="159 724 1111 828">総社市農業委員会が管理する公文書の<u>開示</u>に係る総社市情報公開条例（平成17年総社市条例第11号）の施行については、総社市情報公開条例施行規則（平成17年総社市規則第15号）の例による。</p>	<p data-bbox="1214 651 1946 683"><u>総社市農業委員会が管理する公文書の開示等に関する規程</u></p> <p data-bbox="1131 724 2080 900">総社市農業委員会が管理する公文書の<u>開示等</u>に係る総社市情報公開条例（平成17年総社市条例第11号）<u>又は総社市個人情報保護条例（平成17年総社市条例第13号）</u>の施行については、<u>それぞれ</u>総社市情報公開条例施行規則（平成17年総社市規則第15号）<u>又は総社市個人情報保護条例施行規則（平成17年総社市規則第17号）</u>の例による。</p>

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。